

令和3年度（2021年度）

岐阜県医学生修学資金受給者
卒後指定勤務の手引き

令和3年（2021年）4月1日

岐阜県医師育成・確保コンソーシアム
岐阜大学医学部附属地域医療医学センター（CRM）

目 次

I	岐阜県医学生修学資金貸付制度のあらまし	
1	制度の概要	1
2	業務従事期間の取扱い	3
(1)	原則	3
(2)	業務従事期間短縮に関する取扱い	5
(3)	大学院（医学を履修する課程）在学に関する取扱い	5
(4)	県外医療機関等での勤務に関する取扱い	8
(5)	疾病、災害、出産等による休業に関する取扱い	11
3	岐阜県内の臨床研修病院	13
4	知事が指定する医療機関等	14
5	業務従事期間短縮の対象となる医療機関等	18
6	業務従事期間のローテーションルール	21
7	代表的なキャリアパス（例）	22
8	修学生（初期研修期間及び業務従事期間）に係る届出義務	25
9	受給開始年度による返還免除条件等の違い（早見表）	26
II	「卒後指定勤務の手引き」に関するQ & A	28

I 岐阜県医学生修学資金貸付制度のあらまし

岐阜県では、県内の医師が不足する地域における医療の確保を図るため、将来県内の医療機関等において勤務し、地域医療に貢献する意思のある医学生に対して修学資金を貸与します。

医師免許取得後、県内の臨床研修病院で初期臨床研修を修了し、その後一定の期間、県内の医療機関等において勤務するなどの条件を満たした場合には、この修学資金の返還を免除します。

1. 制度の概要

	第1種修学資金	第2種修学資金
貸付対象	<p>○平成30年度(2018年度)以前に岐阜大学医学部医学科地域枠に入学した者</p> <p>○平成31年度(2019年度)以後に岐阜大学医学部医学科地域枠(岐阜県コース又は地域医療コース)に入学した者</p> <p>医師免許取得後、医師として就業先を特定する</p>	<p>○岐阜大学医学部医学科入学・在籍者(地域枠入学者を除く。)</p> <p>○他の都道府県に所在する大学の医学部医学科入学・在籍者(自治医科大学を除く)</p> <p>奨学金や貸付金を受けている方は併用できません。</p>
募集人数	28名 [令和3年度(2021年度)新規貸付分]	10名 [令和3年度(2021年度)新規貸付分]
貸付金額	<p>月額：100,000円 (地域医療コース入学者は200,000円)</p> <p>授業料相当額：535,800円(年額)</p> <p>入学金相当額：282,000円(初年度入学時のみ)</p> <p>【年額】</p> <p>初年度：2,017,800円 2年目～：1,735,800円 (地域医療コース入学者は 初年度：3,217,800円 2年目～：2,935,800円)</p>	<p>月額：100,000円</p> <p>【年額】</p> <p>1,200,000円</p>
利息	年10% (平成24年度(2012年度)以前に新規に修学資金の貸付けを受けた方は※1を参照)	
貸付期間	原則として、貸付決定年度の4月から大学を卒業する日の属する月までの間	
返還免除条件	<p>○平成30年度(2018年度)以前入学者</p> <p>岐阜県内で初期臨床研修終了後、岐阜県医師育成・確保コンソーシアムが作成したプログラムに基づき、引き続き岐阜県内の医療機関等で9年間業務に従事し、うち少なくとも6年間を知事が指定する医療機関で勤務すること。</p> <p>*勤務期間の短縮(※2)の取扱いあり</p> <p>○平成31年度(2019年度)以後入学者</p> <p>岐阜県内で初期臨床研修終了後、岐阜県医師育成・確保コンソーシアムが作成したプログラムに基づき、引き続き岐阜県内の医療機関等で7年間業務に従事し、うち少なくとも4年間を知事が指定する医療機関で勤務すること。</p> <p>*岐阜県コース入学者は、知事が指定する医療機関で勤務する期間について、岐阜圏域以外で勤務すること。</p> <p>*地域医療コース入学者は、原則出身圏域で初期臨床研修を修了し、知事が指定する医療機関で勤務する期間については、少なくとも2年以上を原則出身市町村、残りは出身圏域で勤務すること。</p>	<p>岐阜県内で初期臨床研修終了後、引き続き岐阜県内の医療機関等で修学資金貸付期間と同期間(貸付期間が2年未満の場合は2年間)業務に従事し、うち少なくとも2分の1に相当する期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を切り捨てる。)を知事が指定する医療機関等で勤務すること。</p> <p>*平成29年度(2017年度)以後に新規に修学資金の貸付けを受けた方については、知事が指定する医療機関で勤務する期間について、全て岐阜圏域以外で勤務することが条件に加わりました。</p>
	大学院在学、県外勤務、疾病等で休業をした場合の取扱いはP5以降を参照	

知事が指定する医療機関等	<p>知事が指定する医療機関等とは、次に掲げる医療機関等をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開設者が、岐阜県、地方独立行政法人、市町村、日本赤十字社岐阜県支部、岐阜県厚生農業協同組合連合会である病院、診療所及び保健所 ・ 開設者が市町村である常勤の医師が勤務するへき地診療所（へき地保健医療対策等実施要綱による） ・ 国立大学法人岐阜大学医学部附属病院 ・ 独立行政法人国立病院機構長良医療センター ・ 救急病院等を定める省令に基づく指定を受けた病院のうち上記以外のもの ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の7に規定する応急入院指定病院のうち上記以外のもの ・ 公衆衛生行政を所管する県の機関
--------------	---

※1 平成24年度（2012年度）以前に、この修学資金の貸付けを受けた方は、原則無利息です。ただし、県外医療機関等での勤務が決まり、修学資金を返還することとなった場合の利息の加算について適用を受ける旨の「承諾書」を提出されている場合は、修学資金に年10%の利息を加えた額を返還することになります。

※2 平成29年度（2017年度）以降、知事が指定する医療機関等での勤務期間は、岐阜圏域以外のへき地等医療機関に一定の条件で2年間又は岐阜圏域以外の医師不足診療科に5年間勤した場合には、1年間業務従事期間が短縮されます。（*P5を参照）

- ・ 「へき地等医療機関」とは次の医療機関をいいます。
 - ① 開設者が市町村である常勤の医師が勤務するへき地診療所（へき地保健医療対策等実施要綱による）
 - ② へき地医療拠点病院（へき地保健医療対策等実施要綱による）（ただし、業務従事期間中に、へき地診療所への診療支援や訪問診療等でへき地医療支援を行うこと。）
- ・ 「医師不足診療科」とは、産婦人科、小児科、麻酔科、救急科が該当します。

* 返還免除条件における「業務」とは、医療法第30条の4第2項第5号イからへまでに掲げる医療に係る業務が該当する。

イ) 救急医療

救命救急センター、病院群輪番制病院、在宅当番医制病院、その他これに準ずる病院に勤務し、救急医療に従事すること（診療科の別は問わない）。

ロ) 災害時における医療

県内の災害医療拠点病院に勤務すること（診療科の別は問わない）。

ハ) へき地の医療

厚生労働省の定める「へき地医療対策実施要綱」に規定するへき地医療機関、へき地医療拠点病院に勤務すること（診療科の別は問わない）。

ニ) 周産期医療

周産期医療を実施する医療機関において、主として産科、小児科、麻酔科の診療に従事すること。

ホ) 小児医療（小児救急医療を含む。）

主として小児科の診療に従事すること。

ヘ) その他特に知事が必要と認める医療

必要により別途定める。

2 業務従事期間の取扱い

(1) 原則

① 第1種修学資金受給者

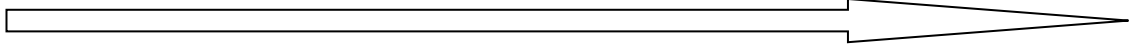
【平成30年度（2018年度）以前入学者の場合】

県内で初期臨床研修修了後、引き続き県内の医療機関等において9年間業務に従事し、うち少なくとも6年間を知事が指定する医療機関等において勤務すること。

＜受給開始年度：平成20年度（2008年度）～平成24年度（2012年度）＞

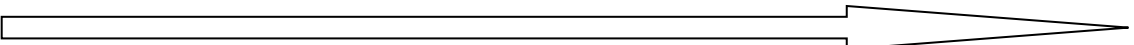
医師 免許 取得	初期臨床研修 (2年間)	県内の医療機関等における勤務 (9年間)	
	県内の臨床 研修病院	知事が指定する医療機関等 (6年間) ※	県内の医療機関等 (3年間)

※少なくとも50%以上が岐阜圏域以外での勤務が望ましい。



＜受給開始年度：平成25年度（2013年度）～平成30年度（2018年度）＞

医師 免許 取得	初期臨床研修 (2年間)	県内の医療機関等における勤務 (9年間)	
	県内の臨床 研修病院	知事が指定する医療機関等 (6年間)	県内の医療機関等 (3年間)
		岐阜圏域以外 少なくとも3年以上	全圏域

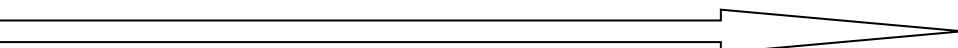


【平成31年度（2019年度）以後入学者の場合】

(岐阜県コース)

県内で初期臨床研修修了後、引き続き県内の医療機関等において7年間業務に従事し、うち少なくとも4年間を岐阜圏域以外の知事が指定する医療機関等で勤務すること。

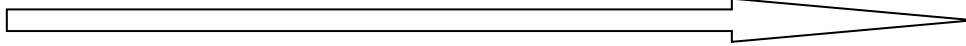
医師 免許 取得	初期臨床研修 (2年間)	県内の医療機関等における勤務 (7年間)	
	県内の臨床 研修病院	岐阜圏域以外 (4年間)	県内の医療機関等 (3年間)



(地域医療コース)

原則出身圏域で初期臨床研修修了後、引き続き県内の医療機関等において7年間業務に従事し、うち少なくとも4年間を知事が指定する医療機関等において勤務（うち少なくとも2年間を出身市町村、残りの期間を出身圏域で勤務）すること。

医師 免許 取得	初期臨床研修 (2年間)	県内の医療機関等における勤務 <u>(7年間)</u>		
	出身圏域の 臨床研修病院	知事が指定する医療機関等 <u>(4年間)</u>	出身圏域 (残り期間)	県内の医療機関等 (3年間)
		出身市町村 (2年以上)		



② 第2種修学資金受給者

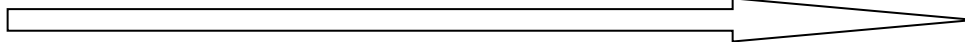
県内で初期臨床研修修了後、引き続き県内の医療機関等において修学資金貸付期間と同期間（貸付期間が2年未満の場合は2年間）業務に従事し、うち少なくとも2分の1に相当する期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を切り捨てる。）を知事が指定する医療機関等（平成29年度（2017年度）から新規に借り受けた者は全て岐阜圏域以外の知事が指定する医療機関等）において勤務すること。

【修学資金受給期間が6年間の場合】

〈受給開始年度：平成20年度（2008年度）～平成24年度（2014年度）〉

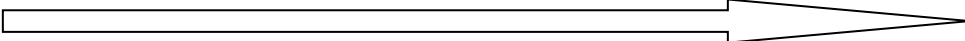
医師 免許 取得	初期臨床研修 (2年間)	県内の医療機関等における勤務 <u>(6年間)</u>		
	県内の臨床研修 病院	知事が指定する医療機関等 <u>(3年間) ※</u>		県内の医療機関等 <u>(3年間)</u>

※少なくとも50%以上が岐阜圏域以外での勤務が望ましい。



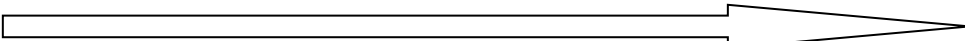
〈受給開始年度：平成25年度（2013年度）～平成28年度（2016年度）〉

医師 免許 取得	初期臨床研修 (2年間)	県内の医療機関等における勤務 <u>(6年間)</u>		
	県内の臨床研修 病院	知事が指定する医療機関等 <u>(3年間)</u>	岐阜圏域以外 1.5年以上	全圏域
				県内の医療機関等 <u>(3年間)</u>



〈受給開始年度：平成29年度（2017年度）以降〉

医師 免許 取得	初期臨床研修 (2年間)	県内の医療機関等における勤務 <u>(6年間)</u>		
	県内の臨床研修 病院	知事が指定する医療機関等 <u>(3年間)</u>	岐阜圏域以外	県内の医療機関等 <u>(3年間)</u>



(2) 業務従事期間の短縮に関する取扱い

平成 30 年度（2018 年度）以前の地域枠（第 1 種修学資金受給者）での入学者における、平成 29 年度以降の勤務に関して、知事が指定する医療機関等での勤務期間は、岐阜圏域以外のへき地等医療機関に一定の条件で 2 年間又は岐阜圏域以外の医師不足診療科で 5 年間勤務した場合には、業務従事期間が 1 年間短縮されます。

○第 1 種修学資金受給者の場合

<へき地医療機関における勤務による短縮>

1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	7 年	8 年	9 年
指定勤務期間（6 年間）						その他勤務期間（2 年間）		1 年短縮
岐阜圏域以外のへき地等医療機関（2 年間）		知事が指定する医療機関等（4 年間）						

※勤務する順序や時期に決まりはありません。

※へき地医療拠点病院での勤務は、業務従事期間中にへき地診療所への診療支援や訪問診療等でへき地診療支援を行った場合（当該拠点病院の証明が必要）のみ、短縮対象となります。

<医師不足診療科における勤務による短縮>

1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	7 年	8 年	9 年
指定勤務期間（6 年間）						その他勤務期間（2 年間）		1 年短縮
岐阜圏域以外の医師不足診療科（産婦人科、小児科、麻酔科、救急科）（5 年間）					知事指定医療機関（1 年間）			

※勤務する順序や時期に決まりはありません。

(3) 大学院（医学を履修する課程）在学に関する取扱い

医療機関で勤務しないで専ら大学院（県内外問わず、以下同じ）に在学する場合、または県内医療機関で勤務しながら大学院に在学する場合は、一定期間を上限として、返還免除となるための業務従事期間として取り扱います。

1) 大学院に専ら在学する場合

第 1 種修学資金受給者	第 2 種修学資金受給者
【平成 30 年度（2018 年度）以前入学者の場合】 ・ 4 年を上限として「その他勤務期間（9 年のうち 3 年）に算入した後、「指定勤務期間」（1 年）に算入します。	・ その他勤務期間に相当する期間を上限に算入します。 （例：6 年間受給した方は 3 年まで、4 年間受給した方は 2 年まで）
【平成 31 年度（2019 年度）以後入学者の場合】 ・ 3 年を上限として「その他勤務期間」に算入します。	

2) 県内の医療機関で勤務しながら大学院に在学する場合（第1種・第2種 共通）

勤務先に応じて、「指定勤務期間」または「その他勤務期間」に算入します。

3) 県外の医療機関で勤務しながら大学院に在学する場合（第1種・第2種 共通）

県外の医療機関で勤務しながら大学院に在学する場合は、業務従事期間に算入されず、業務従事期間が延長されます。その間は、業務従事の継続性が保持されていますが、4年が上限となります。

○第1種修学資金受給者

【平成30年度（2018年度）以前入学者の場合】

〈通常〉

1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
指定勤務期間（6年間）						その他勤務期間（3年間）		

※「指定勤務期間」と「その他勤務期間」については、勤務する順序や時期に決まりはありません。



〈専ら大学院に在学する場合（勤務なし）〉

1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
指定勤務期間（4年間）				大学院在学期間				指定勤務期間（1年間）
				その他勤務期間（3年間）			指定勤務期間（1年間）	
				算入期間				

〈大学院在学中に県外の医療機関等に勤務した期間が1年間ある場合〉

1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
指定勤務期間（4年間）				大学院在学期間				指定勤務期間（2年間）	
				県外勤務（1年間）	その他勤務期間（3年間）				
				算入されない期間	算入期間				1年間延長

【平成31年度（2019年度）以後入学者の場合】

〈通常〉

1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
指定勤務期間（4年間）				その他勤務期間（3年間）		

※「指定勤務期間」と「その他勤務期間」については、勤務する順序や時期に決まりはありません。



<専ら大学院に在学する場合（勤務なし）>

1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
指定勤務期間 (2年間)		大学院在学期間			指定勤務期間 (2年間)	
		その他勤務期間 (3年間)				
← 算入期間 →						

<大学院在学中に県外の医療機関等に勤務した期間が1年間ある場合>

1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年
指定勤務期間 (2年間)		大学院在学期間				指定勤務期間 (2年間)	
		県外勤務 (1年間)	その他勤務期間 (3年間)				
		算入され ない期間	← 算入期間 →				1年間 延長

○第2種修学資金受給者の場合

【修学資金受給期間が6年間の場合】

<通常>

1年	2年	3年	4年	5年	6年
指定勤務期間 (3年間)			その他勤務期間 (3年間)		

※「指定勤務期間」と「その他勤務期間」については、勤務する順序や時期に決まりはありません。



<専ら大学院に在学する場合（勤務なし）>

1年	2年	3年	4年	5年	6年
指定勤務期間 (3年間)			大学院在学期間		
			その他勤務期間 (3年間)		
← 算入期間 →					

<大学院在学中に県外の医療機関等に勤務した期間が1年間ある場合>

1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
指定勤務期間 (3年間)			大学院在学期間			その他勤務期間 (1年間)
			県外勤務 (1年間)	その他勤務期間 (2年間)		
			算入され ない期間	← 算入期間 →		1年間延長

【留意点】

- ・ 大学院での在学期間が4年を超える場合は、大学院を休学するなどし、修学資金返還免除条件としての医療機関等での勤務を優先してください。
- ・ 大学院での成績が不良な場合（不可、未履修等）は、業務従事期間に算入するかどうか、改めて検討を行い、算入せず中断とすることもあり得ます。算入せず中断とする場合には、岐阜県医学生修学資金貸付規則第14条第7項の規定を適用します。

[岐阜県医学生修学資金貸付規則第14条第7項]

借受人が、疾病、災害、出産その他やむを得ない理由のため業務に従事することができなかった期間がある場合は、当該期間においても業務従事の継続性が保持されているものとするが、当該期間は業務従事期間に算入しない。

(4) 県外医療機関等での勤務に関する取扱い

- ・ 自らの資質向上ため、4年を超えない範囲内で県外医療機関等に勤務（以下「**県外勤務**」という。）する場合は、業務従事期間に算入されず、業務従事期間が延長されます。
- ・ 「**県外勤務**」とは、次のとおりです。
 - 1) 専門医の資格取得、臨床経験の確保のため、県外の医療機関等において勤務する場合
 - 2) 短期間の県外研修を受ける場合。ただし、県内の医療機関等において勤務している場合は、原則、中断とせず、業務従事期間に算入されます。
- ・ 県外の医療機関等で勤務する場合は、あらかじめ知事の承認を得る必要があります。

1) 専門医の資格取得のため、県外の医療機関等で勤務する場合

○第1種修学資金受給者

【平成30年度（2018年度）以前入学者の場合】

〈通常〉

1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
指定勤務期間（6年間）						その他勤務期間（3年間）		

※「指定勤務期間」と「その他勤務期間」については、勤務する順序や時期に決まりはありません。



〈**県外の医療機関等で1年間勤務する場合**〉

1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
指定勤務期間（3年間）			県外勤務（1年間）	指定勤務期間（3年間）			その他勤務期間（3年間）		
			算入されない期間						
			←→				→ 1年間延長		

【平成31年度（2019年度）以後入学者の場合】

〈通常〉

1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
指定勤務期間（4年間）				その他勤務期間（3年間）		

※「指定勤務期間」と「その他勤務期間」については、勤務する順序や時期に決まりはありません。



〈県外の医療機関等で1年間勤務する場合〉

1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年
指定勤務期間（3年間）			県外勤務（1年間）	指定勤務期間（1年間）	その他勤務期間（3年間）		
			算入されない期間				1年間延長

○第2種修学資金受給者

【修学資金受給期間が6年間の場合】

〈通常〉

1年	2年	3年	4年	5年	6年
指定勤務期間（3年間）			その他勤務期間（3年間）		

※「指定勤務期間」と「その他勤務期間」については、勤務する順序や時期に決まりはありません。



〈県外の医療機関等で1年間勤務する場合〉

1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年
指定勤務期間（3年間）			県外勤務（2年間）	その他勤務期間（3年間）			
			算入されない期間				2年間延長

2) 短期間の県外研修を受ける場合

○第1種修学資金受給者

【平成30年度（2018年度）以前入学者の場合】

〈通常〉

1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
指定勤務期間（6年間）						その他勤務期間（3年間）		

※「指定勤務期間」と「その他勤務期間」については、勤務する順序や時期に決まりはありません。



〈県外研修期間が6ヶ月の場合〉

1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
指定勤務期間（4年間）				研修	指定勤務期間（2年間）		その他勤務期間（3年間）		
				6ヶ月					6ヶ月延長
				算入されない期間					

○第2種修学資金受給者

【平成31年度（2019年度）以後入学者の場合】

【修学資金受給期間が6年間の場合】

〈通常〉

1年	2年	3年	4年	5年	6年
指定勤務期間（3年間）			その他勤務期間（3年間）		

※「指定勤務期間」と「その他勤務期間」については、勤務する順序や時期に決まりはありません。



〈県外研修期間が6ヶ月の場合〉

1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	
指定勤務期間（3年間）			研修	その他勤務期間（3年間）			
			6ヶ月				6ヶ月延長
			算入されない期間				

(5) 疾病、災害、出産等による休業に関する取扱い

- ・ 疾病、災害、出産により休業する場合は、業務従事期間に算入されず、休業期間と同期間の業務従事期間が延長されます。
- ・ 休業期間は状況によって異なりますが、事例1件当たりの目安は次のとおりです。

イ) 疾病 復帰の見通しがある場合は4年まで 復帰の見通しがない場合は1年まで
ロ) 災害 被災後1年まで
ハ) 出産 出産ごとに子が1歳に達するまで ただし、保育所に入所を希望しているが入所できないなど一定の場合は、 子が1年6か月に達するまで
※産前産後休業については、労働基準法及び各医療機関の就業規則で定められた 期間となり、その期間は業務従事期間に算入される期間となる。

○第1種修学資金受給者

【平成30年度（2018年度）以前入学者の場合】

〈通常〉

1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
指定勤務期間（6年間）						その他勤務期間（3年間）		

※「指定勤務期間」と「その他勤務期間」については、勤務する順序や時期に決まりはありません。



〈休業期間が1年間の場合〉

1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
指定勤務期間（6年間）						休業期間	その他勤務期間（3年間）		
						←→ 算入されない期間		←→ 1年間延長	

【平成31年度（2019年度）以後入学者の場合】

〈通常〉

1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
指定勤務期間（4年間）				その他勤務期間（3年間）		

※「指定勤務期間」と「その他勤務期間」については、勤務する順序や時期に決まりはありません。



〈休業期間が1年間の場合〉

1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年
指定勤務期間（4年間）				休業期間	その他勤務期間（3年間）		
				←→ 算入されない期間		←→ 1年間延長	

○第2種修学資金受給者

【修学資金受給期間が6年間の場合】

【平成31年度（2019年度）以後入学者の場合】

〈通常〉

1年	2年	3年	4年	5年	6年
指定勤務期間（3年間）			その他勤務期間（3年間）		

※「指定勤務期間」と「その他勤務期間」については、勤務する順序や時期に決まりはありません。



〈休業期間が1年間の場合〉

1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
指定勤務期間 （3年間）			休業 期間	その他勤務期間 （3年間）		
			←→ 算入されない期間		←→ 1年間延長	

3 岐阜県内の臨床研修病院

病院名	所在地	電話番号
岐阜県総合医療センター	岐阜市野一色4-6-1	058-246-1111
岐阜市民病院	岐阜市鹿島町7-1	058-251-1101
社会医療法人蘇西厚生会松波総合病院	羽島郡笠松町田代185-1	058-388-0111
岐阜大学医学部附属病院	岐阜市柳戸1-1	058-230-6048
大垣市民病院	大垣市南類町4-86	0584-81-3341
岐阜県立多治見病院	多治見市前畑町5-161	0572-22-5311
土岐市立総合病院	土岐市土岐津町土岐口703-24	0572-55-2111
岐阜県立下呂温泉病院	下呂市森2211	0576-23-2222
高山赤十字病院	高山市天満町3-11	0577-32-1111
総合病院中津川市民病院	中津川市駒場1522-1	0573-66-1251
公立学校共済組合東海中央病院	各務原市蘇原東島町4-6-2	0583-82-3101
岐阜赤十字病院	岐阜市岩倉町3-36	058-231-2266
岐阜県厚生農業協同組合連合会久美愛厚生病院	高山市中切町1-1	0577-32-1115
社会医療法人厚生会木沢記念病院	美濃加茂市古井町下古井590	0574-25-2181
岐阜県厚生農業協同組合連合会中濃厚生病院	関市若草通5-1	0575-22-2211
岐阜県厚生農業協同組合連合会東濃厚生病院	瑞浪市土岐町76-1	0572-68-4111
羽島市民病院	羽島市新生町3-246	058-393-0111
独立行政法人国立病院機構長良医療センター	岐阜市長良1300-7	058-232-7755
朝日大学病院	岐阜市橋本町3-23	058-254-0907
岐阜県厚生農業協同組合連合会揖斐厚生病院	揖斐郡揖斐川町三輪2547-4	0585-21-1111
社会医療法人厚生会多治見市民病院	多治見市前畑町3丁目43番地	0572-22-5211

4 知事が指定する医療機関等

種 別	開設者	病診の別	医療機関等名
医療法（昭和23年 法律第205号）第31条に規定する公的医療機関	岐阜県	病院	岐阜県立希望が丘こども医療福祉センター
		診療所	岐阜保健所 西濃保健所 関保健所 可茂保健所 東濃保健所 恵那保健所 飛騨保健所
	地方独立行政法人	病院	岐阜県総合医療センター 岐阜県立多治見病院 岐阜県立下呂温泉病院
	市町村	病院	岐阜市民病院 羽島市民病院 大垣市民病院 美濃市立美濃病院 郡上市民病院 県北西部地域医療センター国保白鳥病院 社会医療法人厚生会多治見市民病院 土岐市立総合病院 総合病院中津川市民病院 市立恵那病院 国民健康保険上矢作病院 下呂市立金山病院 国民健康保険飛騨市民病院
			診療所
		常勤の医師が勤務するへき地診療所（へき地保健医療対策等実施要綱による）	国民健康保険根尾診療所 国民健康保険上石津診療所 春日診療所 坂内国民健康保険診療所 久瀬診療所 国民健康保険洞戸診療所 国民健康保険板取診療所 国民健康保険津保川診療所 県北西部地域医療センター国保和良診療所 県北西部地域医療センター国保高鷲診療所 東白川村国保診療所 国民健康保険蛭川診療所 国民健康保険飯地診療所 国民健康保険三郷診療所

			国民健康保険山岡診療所 国民健康保険清見診療所 国民健康保険荘川診療所 国民健康保険久々野診療所 国民健康保険朝日診療所 国民健康保険高根診療所 国民健康保険栃尾診療所 国民健康保険飛驒市河合診療所 国民健康保険飛驒市宮川診療所 下呂市立小坂診療所 下呂市立馬瀬診療所 県北西部地域医療センター国保白川診療所
	日本赤十字社 岐阜県支部	病院	岐阜赤十字病院 高山赤十字病院
	岐阜県厚生農業協同組合連合会	病院	岐北厚生病院 西美濃厚生病院 揖斐厚生病院 中濃厚生病院 東濃厚生病院 久美愛厚生病院 高山厚生病院
国立大学法人法（平成15年法律第112号）に基づき設置された法人が開設した病院	国立大学法人 東海国立大学機構	病院	岐阜大学医学部附属病院
独立行政法人国立病院機構法（平成14年法律第191号）に基づき設置された法人が開設した病院	独立行政法人 国立病院機構	病院	独立行政法人国立病院機構長良医療センター

<p>救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号)に基づく指定を受けた病院のうち上記に記載されていないもの</p>	<p>—</p>	<p>病院</p>	<p>朝日大学病院 笠松病院 医療法人社団志朋会加納渡辺病院 河村病院 岐阜清流病院 岐阜ハートセンター 医療法人社団慈朋会澤田病院 医療法人慶睦会千手堂病院 医療法人社団登豊会近石病院 医療法人社団双樹会早徳病院 医療法人社団誠広会平野総合病院 医療法人社団厚仁会操外科病院 みどり病院 医療法人社団幸紀会安江病院 医療法人生友会柳津病院 山内ホスピタル 岩砂病院・岩砂マタニティ 公立学校共済組合東海中央病院 医療法人秀幸会横山病院 社会医療法人蘇西厚生会松波総合病院 名和病院 医療法人社団正和会馬渕病院 医療法人社団豊正会大垣中央病院 海津市医師会病院 新生病院 博愛会病院 医療法人徳洲会大垣徳洲会病院 医療法人香徳会関中央病院 社会医療法人白鳳会鷺見病院 社会医療法人厚生会木沢記念病院 太田病院 可児とうのう病院 医療法人馨仁会藤掛病院 東可児病院 桃井病院 医療法人白水会白川病院</p>
---	----------	-----------	--

<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年 法律第123号）第33条の7に規定する応急入院指定病院のうち上記に記載されていないもの</p>	<p>—</p>	<p>病院</p>	<p>公益社団法人岐阜病院 医療法人社団尚英会岐阜南病院 医療法人香風会黒野病院 医療法人杏野会各務原病院 医療法人静風会大垣病院 社会医療法人緑峰会養南病院 医療法人清澄会不破ノ関病院 医療法人春陽会慈恵中央病院 特定医療法人清仁会のぞみの丘ホスピタル 医療法人仁誠会大湫病院 社会医療法人聖泉会聖十字病院 医療法人生仁会須田病院 特定医療法人隆渌会南ひだせせらぎ病院</p>
<p>公衆衛生行政を所管する県の機関</p>	<p>岐阜県</p>	<p>—</p>	<p>岐阜県健康福祉部</p>

5 業務従事期間短縮の対象となる医療機関等

知事指定医療機関	所在地	第1種修学資金受給者の業務従事期間が短縮される医療機関 (へき地医療機関勤務)		第1種修学資金受給者の業務従事期間が短縮される医療機関 (医師不足診療科勤務)
		へき地診療所	へき地医療拠点病院	
岐阜県立多治見病院	多治見市			○
岐阜県立下呂温泉病院	下呂市		○	○
大垣市民病院	大垣市			○
美濃市立美濃病院	美濃市			○
郡上市民病院	郡上市		○	○
県北西部地域医療センター国保白鳥病院	郡上市			○
社会医療法人厚生会多治見市民病院	多治見市			○
土岐市立総合病院	土岐市			○
総合病院中津川市民病院	中津川市			○
市立恵那病院	恵那市		○	○
国民健康保険上矢作病院	恵那市		○	○
下呂市立金山病院	下呂市		○	○
国民健康保険飛驒市民病院	飛驒市		○	○
国保関ヶ原診療所	関ヶ原町			○
国民健康保険坂下診療所	中津川市			○
国民健康保険上石津診療所	大垣市	○		○
春日診療所	揖斐川町	○		○
坂内国民健康保険診療所	揖斐川町	○		○
久瀬診療所	揖斐川町	○		○
国民健康保険洞戸診療所	関市	○		○
国民健康保険板取診療所	関市	○		○
国民健康保険津保川診療所	関市	○		○
県北西部地域医療センター国保和良診療所	郡上市	○		○
県北西部地域医療センター国保高鷲診療所	郡上市	○		○
東白川村国保診療所	東白川村	○		○

知事指定医療機関	所在地	第1種修学資金受給者の業務従事期間が短縮される医療機関 (へき地医療機関勤務)		第1種修学資金受給者の業務従事期間が短縮される医療機関 (医師不足診療科勤務)
		へき地診療所	へき地医療拠点病院	
国民健康保険蛭川診療所	中津川市	○		○
国民健康保険飯地診療所	恵那市	○		○
国民健康保険三郷診療所	恵那市	○		○
国民健康保険山岡診療所	恵那市	○		○
国民健康保険清見診療所	高山市	○		○
国民健康保険荘川診療所	高山市	○		○
国民健康保険久々野診療所	高山市	○		○
国民健康保険朝日診療所	高山市	○		○
国民健康保険高根診療所	高山市	○		○
国民健康保険栃尾診療所	高山市	○		○
国民健康保険飛驒市河合診療所	飛驒市	○		○
国民健康保険飛驒市宮川診療所	飛驒市	○		○
下呂市立小坂診療所	下呂市	○		○
下呂市立馬瀬診療所	下呂市	○		○
県北西部地域医療センター国保白川診療所	白川村	○		○
高山赤十字病院	高山市		○	○
西美濃厚生病院	養老町		○	○
揖斐濃厚生病院	揖斐川町		○	○
中濃厚生病院	関市		○	○
東濃厚生病院	瑞浪市		○	○
久美愛濃厚生病院	高山市		○	○
高山濃厚生病院	高山市			○
名和病院	大垣市			○
医療法人社団正和会馬渕病院	大垣市			○
医療法人社団豊正会大垣中央病院	大垣市			○

知事指定医療機関	所在地	第1種修学資金受給者の業務従事期間が短縮される医療機関 (へき地医療機関勤務)		第1種修学資金受給者の業務従事期間が短縮される医療機関 (医師不足診療科勤務)
		へき地診療所	へき地医療拠点病院	
海津市医師会病院	海津市			○
新生病院	池田町			○
博愛会病院	垂井町			○
医療法人徳洲会大垣徳洲会病院	大垣市			○
医療法人香徳会関中央病院	関市			○
社会医療法人白鳳会鷺見病院	郡上市			○
社会医療法人厚生会木沢記念病院	美濃加茂市		○	○
太田病院	美濃加茂市			○
可児とうのう病院	可児市			○
医療法人馨仁会藤掛病院	可児市			○
医療法人社団慶桜会東可児病院	可児市			○
桃井病院	御嵩町			○
医療法人白水会白川病院	白川町			○
医療法人静風会大垣病院	大垣市			○
社会医療法人緑峰会養南病院	海津市			○
医療法人清澄会不破ノ関病院	垂井町			○
医療法人春陽会慈恵中央病院	郡上市			○
特定医療法人清仁会のぞみの丘ホスピタル	美濃加茂市			○
医療法人仁誠会大湫病院	瑞浪市			○
社会医療法人聖泉会聖十字病院	土岐市			○
医療法人生仁会須田病院	高山市			○
特定医療法人隆渌会南ひだせせらぎ病院	下呂市			○

(注意)

- ・「へき地医療機関勤務」のうち「へき地医療拠点病院」での勤務については、業務従事期間中にへき地診療所で診療支援や訪問診療等行った場合のみ業務従事期間短縮の対象となります。

6 業務従事期間のローテーションルール

岐阜県医学生修学資金貸付規則第1種修学資金受給者のうち平成30年度（2018年度）以前に受給開始の方及び第2種修学資金受給者のうち平成28年度（2016年）以前に受給開始の方は、以下の「業務従事期間のローテーションルール」に則って勤務していただく必要があります。それ以外の方は、岐阜県医学生修学資金貸付規則に定める返還免除要件に従って勤務していただく必要があります。

(1) 臨床研修のマッチング

- ・ 県内の臨床研修病院でフリーマッチング（今後変更の可能性あり）
- ・ アンマッチとなった場合には、コンソーシアム事務局がタイムリーに情報提供

(2) 県内の知事指定医療機関等で勤務する場合

第1種（地域枠）：9年間のうち6年間
第2種：1，2，3年間のいずれか

- ・ 県内5圏域の複数の圏域で勤務する。
- ・ ただし、医師不足圏域に長期間勤務することは可能である。
- ・ 少なくとも50%以上は岐阜圏域以外で勤務する。

【参考】

平成31年度（2019年度）以降に第1種修学資金の貸付けを新たに受ける者及び平成29年度（2017年度）以降に第2種修学資金の貸付けを新たに受ける者については、全ての期間を岐阜圏域以外で勤務することが求められます。

- ・ 各圏域の勤務病院指定当たっては、圏域全体の医療機関（特に、医師不足医療機関）の医師確保に配慮する。
- ・ 専門診療科によっては、バリエーションに臨機応変に対応する。
- ・ 岐阜圏域の医療機関で勤務する場合は、外勤などの形で医師不足圏域の医療機関の診療支援を行うことが望ましい。
- ・ 平成30年度（2018年度）以前に第1種修学資金の貸付けを新たに受けた者について、平成29年度（2017年度）以降、岐阜圏域以外のへき地等医療機関に一定の条件で2年間または岐阜圏域以外の医師不足診療科に5年間勤務した場合、1年間業務従事期間が短縮されます。

(3) 県内の医療機関等で勤務する場合

第1種（地域枠）：9年間のうち6年間
第2種：1，2，3年間のいずれか

- ・ 県内の医療機関であれば、いずれで勤務しても良い。
- ・ 大学院（県内外を問わない）での在学も可能である。
第1種（地域枠）：先に**(3)の期間**から充てる。残りの分は**(2)の期間**から充てる。
第2種：**(3)の期間**を充てる。

(4) キャリアパスの策定・管理

- ・ 策定は専門診療科を決めた上で、医局が支援するか、またはコンソーシアム構成病院の指導医、コンソーシアム事務局が支援する。
- ・ 管理はコンソーシアム事務局が実施し、ルールの遵守状況を評価する。
- ・ コンソーシアム事務局は、対象医師全体の勤務地に関し、県と協議する。

(5) その他

- ・ 臨床研修病院での研修終了後、同病院に一定期間継続勤務することは、**(2)**及び**(3)**のルールに基づくキャリアパスが把握できれば容認する。

7 代表的なキャリアパス

- *入学年度により指定勤務期間（7～9年）が変わるので、岐阜圏域外勤務期間は参考となります。
- *専攻する診療科により、プログラムが様々ありますので一例です。
- *P 2 3～2 4を参照してください。

卒業後キャリアパス 例

*入学年度により、指定勤務期間(7~9年)が変わるので、岐阜圏域外勤務期間は参考です。

循環器内科専門医希望 (大学基幹内科専門研修プログラム)

年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
研修病院	岐阜県内初期研修指定病院		岐阜大学病院 循環器内科	中濃厚生病院 循環器内科	岐阜大学病院 循環器内科	郡上市民病院 内科	松波総合病院 循環器内科	岐阜県立下呂温泉 病院 内科	揖斐厚生病院 循環器内科	岐阜大学病院 循環器内科	岐阜大学病院 循環器内科
備考	当該病院のカリキュラムに従う					日本内科学会 総合内科専門医 取得	日本循環器学会 専門医取得				循環器サブスペシャ リティ専門医取得

消化器内科専門医希望 (大学院希望者)

年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
研修病院	岐阜県内初期研修指定病院		岐阜大学 病院 消化器内 科	羽島市民 病院 消化器内 科	岐阜県総合医療セ ンター 消化器内科	県立下呂温泉病院 消化器内科	岐阜市民病院 消化器内科	中濃厚生病院 消化器内科	岐阜大学病院 消化器内科(一定期間岐阜県内私立病院勤務も可能)			
備考	当該病院のカリキュラムに従う					日本内科学会 総合内科専門医 取得	日本消化器病学会 専門医取得		社会人大学院入学			学位取得

総合医・家庭医希望 (大学総合診療プログラム)

年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
研修病院	岐阜県内初期研修指定病院		岐阜大学病院 総合内科	岐阜大学 病院 小児科	岐阜大学 病院 救急科	県内過疎地域 拠点 病院または診療所	郡上市民病院 内科	中濃厚生病院 総合内科	岐阜市民病院 総合内科	岐阜県内へき地拠点病院または診療所	
備考	当該病院のカリキュラムに従う						総合診療専門医 取得	日本内科学会 総合内科専門医 取得		内科サブスペシャ リティ専門医 取得	

脳神経外科専門医希望

年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
研修病院	岐阜県内初期研修指定病院		岐阜大学病院 脳神経外科	高山赤十字病院 脳神経外科	岐阜市民病院 脳神経外科	木沢記念病院 脳神経外科	岐阜大学病院 脳神経外科	岐阜県総合医療センター 脳神経外科	岐阜大学病院 脳神経外科		
備考	当該病院のカリキュラムに従う		国内症例 経験施設 に留学 ~6ヶ月 以内				脳神経外科専門医 取得	臨床と基礎研究			

呼吸器内科専門医希望(名古屋大学関連施設)

年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
研修病院	岐阜県内初期研修指定病院		大垣市民病院 呼吸器内科	名大関連病院 呼吸器内科	大垣市民病院 呼吸器内科	名大関連病院 呼吸器内科	岐阜県総合医療センター 呼吸器内科	久義愛厚生病院 呼吸器内科			
備考	当該病院のカリキュラムに従う				岐阜県以外の可能 性もあり	日本内科学会 総合内科専門医 取得	日本呼吸器学会 専門医取得	岐阜県以外の可能 性もあり			

放射線科専門医希望 (2019年度以降入学：岐阜県コース)

年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9
研修病院	岐阜県内初期研修指定病院		岐阜大学病院 放射線科	大垣市民病院 放射線科	木沢記念病院 放射線科		岐阜大学病院 放射線科	岐阜市民病院 放射線科	
備考	当該病院のカリキュラムに従う					放射線科専門医 取得		サブスペシャリティ専 門医取得	

外科専門医希望 (2019年度以降入学：地域医療コース/14市町村出身者)

年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9
研修病院	出身圏域初期臨床研修指定病院		高山赤十字病院 外科	岐阜大学病院 外科	高山赤十字病院 外科	岐阜大学病院 外科	高山赤十字病院 外科		
備考	飛騨圏域であれば3病院(高山赤十字、久 美愛厚生、下呂温泉)より選択					日本外科学会外科 専門医取得		消化器外科・乳清外 科専門医取得	

卒業後キャリアパス 例 不足診療科

*入学年度により、指定勤務期間(7~9年)が変わるので、岐阜圏域外勤務期間は参考です。

周産期専門医(産婦人科)希望 (大学基幹プログラム)

年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
研修病院	【初期研修】		【岐阜大学・関連病院ローテーション】			【周産期専門医研修】				【中核病院指導医】	
	岐阜県内研修指定病院		岐阜大学病院	高山赤十字病院	岐阜県総合医療センター	岐阜市民病院	高山赤十字病院	岐阜大学病院	中濃厚生病院 または 郡上市民病院	岐阜県総合医療センター	岐阜県内 公的A病院
備考	当該病院のカリキュラムに従う					日本産科婦人科学会専門医取得 希望者大学院入学			日本周産期・新生児医学会専門医取得 (学位取得)		

注:【岐阜大学・関連病院ローテーション】、【周産期専門医研修】は一例で選択や順番は適宜検討

小児科専門医(関連専門医)希望 (大学基幹プログラム)

年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
研修病院	岐阜県内研修指定病院		岐阜大学病院 小児科・NICU	岐阜県総合医療センター 小児科・小児救急・NICU・小児循環器 または 岐阜市民病院 小児科・小児血液疾患センター		高山赤十字病院 小児科	中濃厚生病院 小児科 または 郡上市民病院 小児科	長良医療センター 小児科・神経小児科	木沢記念病院 または 大垣市民病院 小児科		岐阜大学病院 小児科
	備考	当該病院のカリキュラムに従う					日本小児科学会 専門医取得				小児神経専門医 周産期(新生児)専門医 アレルギー専門医 臨床遺伝専門医 血液専門医等 取得

麻酔科疼痛治療科専門医希望 (大学基幹プログラム)

年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
研修病院	岐阜県内研修指定病院		岐阜大学病院 麻酔科疼痛治療科	岐阜県総合医療センター 麻酔科		中濃厚生病院 麻酔科	木沢記念病院 麻酔科	岐阜市民病院 麻酔科	中濃厚生病院 麻酔科		
	備考	当該病院のカリキュラムに従う			麻酔科標榜医取得	麻酔科認定医取得			麻酔科専門医取得		

救急科専門医希望 (大学基幹プログラム)

年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
研修病院	【初期研修】		【岐阜大学・関連病院ローテーション】		【救急指導医研修】							【中核病院指導医】	
	岐阜県内研修指定病院		岐阜大学病院	高山赤十字病院	岐阜市民病院	高山赤十字病院	県外研修施設	岐阜大学病院	中濃厚生病院	木沢記念病院	下呂市立金山病院	中濃厚生病院	
備考	当該病院のカリキュラムに従う					日本救急医学会 専門医取得 希望者大学院入学	サブスペシャル専門 による国内留学		サブスペシャル 専門医取得	(学位取得)			

8 修学生（初期臨床研修期間及び業務従事期間）に係る届出義務

（岐阜県医学生修学資金貸付規則第 10 条関係）

1）毎年 4 月に提出する書類（期限：原則毎年 4 月末日まで）

提出書類	様式等	初期研修期間 1 年目	初期研修期間 2 年目	業務従事期間 1 年目	業務従事期間 2～9 年目
・業務等状況報告書	第 7 号様式	○	○	○	○
	《添付書類》	①	①	①	①
・届出書 （大学卒業、医師免許取得、初期臨床研修後）	第 6 号様式	○ ※ 1	---	○ ※ 2	---
	《添付書類》	② ③	---	④	---

（例）業務従事期間 3 年目とは ⇒ 医師 5 年目（休職・中断等が無かった場合）

2）以下の事由が発生した時に提出する書類（期限：事由発生日から原則 30 日以内）

事由	様式（※記載内容）	業務従事証明書	添付書類
・勤務先が変わった時	届出書 （第 6 号様式）	○	①
・住所を変更した時		△	⑤
・氏名を変更した時		△	⑥
・業務を中断した時		△	⑦
・保証人が異動した時		△	---

《届出書の記載内容》

- ※ 1 届出内容欄に「大学卒業」「医師免許取得」「臨床研修開始」と記載すること。
- ※ 2 届出内容欄に「臨床研修修了」「業務従事開始」と記載すること。
- ※ 3 届出内容欄に「勤務先の変更」と記載すること。
- ※ 4 届出内容欄に「住所変更」と記載すること。
- ※ 5 届出内容欄に「氏名変更」と記載すること。
- ※ 6 届出内容欄に「疾病（出産・災害）による休業」等該当する内容を記載すること。
- ※ 7 届出内容欄に「保証人の氏名（住所）変更」「保証人の変更」等該当する内容を記載すること。

《添付書類》

- ① 所属医療機関が発行する採用通知書、辞令書、労働条件通知書等の写し
- ② 大学の卒業証明書
- ③ 医師免許証の写し
- ④ 臨床研修修了登録証（厚生労働省が発行するもの）の写し
- ⑤ 住民票（住民票を変更していない場合は住居の貸借契約書または公共料金の領収書の写し等）
- ⑥ 戸籍謄本、住民票または運転免許証の写し等
- ⑦ 所属医療機関が発行する育児休業、病気休業等を証明する書面の写し

9 受給開始年度による返還免除条件等の違い（早見表）

岐阜県医学生修学資金制度は、平成 20 年度（2008 年度）の制度開始以来、これまでに複数回制度の見直しを行っているため、本修学資金の受給開始年度によって、返還免除条件、業務従事期間の短縮、大学院在学、県外勤務及び利息の取扱いが異なる。

○第 1 種修学資金受給者

貸付開始年度	返還免除条件	業務従事期間短縮の取扱い	大学院在学の取扱い	県外勤務の取扱い	利息の取扱い
平成 20 年度 （2008 年度） ～ 平成 24 年度 （2012 年度）	岐阜県内で初期臨床研修修了後、岐阜県医師育成・確保コンソーシアムが作成したプログラムに基づき、 <u>岐阜県内の医療機関等で 9 年間業務に従事し、うち少なくとも 6 年間に知事が指定する医療機関等で勤務すること。</u> （業務従事期間のローテーションルールに則って勤務すること。）	適用あり	<u>4 年を上限</u> として業務従事期間に算入	原則不可 (※1)	原則 無利息 (※1)
平成 25 年度 （2013 年度） ～ 平成 30 年度 （2018 年度）					
平成 31 年度 （2019 年度） ～	【岐阜県コース】 岐阜県内で初期臨床研修修了後、岐阜県医師育成・確保コンソーシアムが作成したプログラムに基づき、 <u>岐阜県内の医療機関等で 7 年間業務に従事し、うち少なくとも 4 年間に知事が指定する医療機関等（岐阜圏域以外 ※2）で勤務すること。</u>	適用なし	<u>3 年を上限</u> として業務従事期間に算入	可	年 10%
	【地域医療コース】 原則、出身圏域で初期臨床研修修了後、岐阜県医師育成・確保コンソーシアムが作成したプログラムに基づき、 <u>岐阜県内の医療機関等で 7 年間業務に従事し、うち少なくとも 4 年間に知事が指定する医療機関等（少なくとも 2 年以上を原則出身市町村、残りは出身圏域）で勤務すること。</u>				

○第2種修学資金受給者

貸付開始年度	返還免除条件	大学院在学の取扱	県外勤務の取扱い	利息の取扱い
平成20年度 (2008年度) ～ 平成24年度 (2012年度)	岐阜県内で初期臨床研修修了後、引き続き岐阜県内の医療機関等で <u>修学資金貸付期間と同期間</u> (貸付期間が2年未満の場合は2年間)業務に従事し、うち少なくとも2分の1に相当する期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を切り捨てる。)を知事が指定する医療機関等で勤務すること。 (業務従事期間のローテーションルールに則って勤務すること。)	その他勤務期間に相当する期間を上限に算入します。 (例:6年間受給した方は3年まで、4年間受給した方は2年まで)	原則不可 (※1)	原則無利息 (※1)
平成25年度 (2013年度) ～ 平成28年度 (2016年度)			可	年10%
平成29年度 (2017年度) ～	岐阜県内で初期臨床研修修了後、引き続き岐阜県内の医療機関等で <u>修学資金貸付期間と同期間</u> (貸付期間が2年未満の場合は2年間)業務に従事し、うち少なくとも2分の1に相当する期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を切り捨てる。)を知事が指定する医療機関等(全て岐阜圏域以外 ※2)で勤務すること。			

※1 承諾書(岐阜県医学生修学資金貸付要綱(以下、「要綱」という。)第6号様式)の提出があった場合は、県外勤務による中断が認められますが、年10%の利息がかかります。

※2 岐阜圏域以外 ⇒ 西濃圏域、中濃圏域、東濃圏域、飛騨圏域の4圏域をいいます。

Ⅱ 「卒後指定勤務の手引き」に関するQ&A

修学資金制度、返還、各種手続きに係るQ&Aについては、岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課が作成する「**岐阜県医学生修学資金受のしおり**」を参照してください。

[岐阜県医師育成・確保コンソーシアム関すること]

Q 1 岐阜県医師育成・確保コンソーシアムとは何ですか。

【A 1】

岐阜県医師育成・確保コンソーシアムとは、岐阜県内に勤務する医師の育成と地域医療の確保を目的として、岐阜大学医学部、同附属病院と研修医が多く集まる病院（22 病院）と岐阜県医師会との連携体制で構成される組織です。

〈岐阜県医師育成・確保コンソーシアム ホームページ〉

URL : http://www1.gifu-u.ac.jp/~dr_conso/index.html

Q 2 岐阜県医師育成・確保コンソーシアムが作成するプログラムとは何ですか。

【A 2】

修学資金の貸付けを受けた医師など岐阜県医師育成・確保コンソーシアムに参加する医師の希望を踏まえ、専門医の取得時期や勤務先を示した勤務プログラムをいいます。

岐阜県医学生修学資金の返還免除条件を満たすよう勤務を行いながら、初期臨床研修修了後、医師として効率的かつ効果的なスキルアップを図ることができるよう配慮し、作成されます。

Q 3 修学資金の貸付けを受けた場合、岐阜県医師育成・確保コンソーシアムが作成するプログラムに基づき勤務することになるのですか。

【A 3】

第1種修学資金の貸付けを受けられた方は、プログラムに基づき勤務していただくことで、返還免除の対象となります。また、第2種修学資金受給者の方についても、第1種に準じ、コンソーシアムが作成するプログラムにより効果的にキャリアアップを図っていただきます。

[返還免除となるための期間（以下「業務従事期間」という。）に関すること]

Q 4 業務従事期間における「勤務」は、正規職員としての勤務である必要がありますか。

【A 4】

業務従事期間における勤務は、常勤的な勤務（原則として各病院で加入する健康保険の被保険者）であれば該当します。

Q 5 業務従事期間に大学院在学、県外勤務、育児・出産、病気による休業等をした場合、業務従事期間の取扱いはどうなりますか。

【A 5】

手引きの P 5 ～ P 1 2 に例示していますが、様々なケースが想定されますので、検討される場合は、岐阜県またはコンソーシアム事務局へ相談してください。

Q 6 大学院での在学にあわせて県外で勤務を行った場合、業務従事期間には算入されず、業務従事期間が延長されますが、この場合の勤務には“アルバイト”を含むのですか。

【A 6】

常勤的な勤務の場合は、ここで言う「勤務」に該当し、例えば、健康保険の被保険者となっているケースが当てはまります。短期、単発のアルバイトなどの場合は、一概に判断できませんが、本県の医学生修学資金貸付制度の趣旨に照らし、できる限り県内で勤務することが望ましいと考えます。当該勤務が延長の対象になるかどうか、個別に判断しますので事前に岐阜県またはコンソーシアム事務局へ相談してください。

Q 7 県外の医療機関等において勤務しようとする場合は、どのような手続きが必要ですか。

【A 7】

県外の医療機関等において勤務しようとする場合は、修学資金返還免除条件を満たす業務従事の継続性が保持されることを確認するため、あらかじめ県外勤務承認申請書を県へ提出し、承認を得ることが必要です。

また、県外勤務承認申請書を提出するにあたっては、勤務する予定の県外の医療機関等が発行する「医師勤務予定書」を添付していただきます。

なお、平成 24 年度（2012 年度）以前に新規に貸付けを受けた方については、岐阜県医学生修学資金貸付規則（以下「規則」という。）第 13 条第 1 項の規定による修学資金を返還することとなった場合の利息の加算について適用を受ける旨の「承諾書」も同時に提出していただく必要があります。

Q 8 育児のため短時間勤務や部分休業（以下「育児短時間勤務」という。）をした場合、業務従事期間として算入されますか。

【A 8】

育児のため 1 日又は 1 週間の労働時間が正職員の 4 分の 3 未満であったり、健康保険の被保険者とならないような育児短時間勤務を行った場合（子が小学校就学の始期に達するまでの期間に限る）には、以下の計算式により業務従事期間に算入することとします。

ア

$$\text{算入月数} = \frac{\text{実際に勤務した 1 週間あたりの時間数}}{\text{正職員の 1 週間あたりの勤務時間数} \times 0.75} \times \text{勤務月数}$$

イ 上記アに基づいて算出した月数に 1 月未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

ウ 育児短時間勤務の開始日又は終了日が月の途中の場合は、当該月は 1 月勤務したものとみなす。

エ 育児休業期間が満了した日の翌日から育児短時間勤務をした場合において、当該日が月の途中である場合は、当該日の属する月は勤務期間から控除する。

育児短時間勤務は、病院ごとの就業規則によりさまざまな勤務形態が想定されますので、状況に応じた対応となります。

よって、短時間勤務や部分休業を取得しようとする場合は、事前に岐阜県またはコンソーシアム事務局へ相談してください。

Q9 育児短時間勤務等、正規の勤務時間と異なる勤務時間での勤務を予定しておりますが、届出が必要ですか。

【A9】

育児短時間勤務等の勤務時間については、業務に従事する医療機関等を変更したとき等に提出いただく業務従事証明書で確認しますので、原則、届出は不要です。ただし、義務年数に誤解がないよう、電話または任意の書面により岐阜県又はコンソーシアムから確認させていただく場合がありますので、予めご了承ください。



QRコード（岐阜県公式HP）

《修学資金に関するお問い合わせ先》

岐阜県庁医療福祉連携推進課 医療人材確保係

TEL. 058-272-8879

FAX. 058-278-2871

E-mail: c11230@pref.gifu.lg.jp

URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/1635.html>

《卒後の勤務に関するお問い合わせ先》

岐阜県医師育成・確保コンソーシアム事務局

TEL. 058-230-6093

FAX. 058-230-6538

URL http://www1.gifu-u.ac.jp/~dr_conso/index.html